

宗像市市民文化・芸術活動審議会委員（案）

任期：平成25年5月1日～平成27年3月31日

区 分	氏 名	新任・再任	備 考
知識経験を有する者	井上 豊久	再任	福岡教育大学教授
	古賀 弥生	再任	アートサポートふくおか代表
	森 弘子	再任	市文化財保護審議会委員
	久家 房子	再任	河東小学校校長
文化関係団体を代表する者	松永 年生	再任	宗像ユリックス館長
市民代表	太田 可愛	再任	

○宗像市市民文化・芸術活動審議会規則

平成20年12月22日

規則第38号

改正 平成23年1月21日規則第2号

平成24年12月28日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市市民文化・芸術活動審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 文化関係団体を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部文化・スポーツ推進課において処理する。

(平23規則2・平24規則44・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月21日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第44号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。